

流山市防災会議運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、流山市防災会議条例（昭和 37 年流山市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、流山市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長代理委員の指名）

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、助役の職にある委員とする。

（防災会議の代理出席）

第 2 条の 2 委員（条例第 3 条第 5 項第 7 号及び第 8 号の規定により任命された委員を除く。）は、防災会議に出席できないときは、当該委員が属する機関又は組織の中から、あらかじめ当該委員が指名する者にその権限を委任することができる。

（会議）

第 3 条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任による処理）

第 4 条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

（意見の聴取）

第 5 条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を防災会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第 6 条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

附 則

この要領は、平成 3 年 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 月 日から施行する。